

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31日（金）第3301号の11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○医療法施行細則の一部を改正する規則（※）

（保健医療福祉課取扱い） 1

規

則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第37号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の3条を加える。

（医療法人理事数特例認可申請書）

第17条の2 法第46条の5第1項ただし書の規定による医療法人の理事数特例認可申請書は、別記第23号様式の2による。

（医療法人管理者理事特例認可申請書）

第17条の3 法第46条の5第6項ただし書の規定による医療法人の管理者理事特例認可申請書は、別記第23号様式の3による。

（医療法人理事長選出特例認可申請書）

第17条の4 法第46条の6第1項ただし書の規定による医療法人の理事長選出特例認可申請書は、別記第23号様式の4による。

第18条の見出し中「寄附行為」を「又は寄附行為」に改め、同条中「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出）

第18条の2 法第54条の9第5項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出は、別記第24号様式の2による。

第22条中「第57条第4項」を「第58条の2第4項（法第59条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「合併認可申請書」を「吸収合併又は新設合併の認可申請書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（医療法人分割認可申請書）

第22条の2 法第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による医療法人の吸収分割又は新設分割の認可申請書は、別記第28号様式の2による。別記第23号様式の次に次の3様式を加える。

第23号様式の2（第17条の2関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

印

医療法人理事数特例認可申請書

下記のとおり、理事を1人（2人）としたいので、医療法第46条の5第1項ただし書の規定により申請します。

| | |
|------------------------------------|--|
| 開設する病院， 診療所又は介護 老人保健施設の 数 | |
| 常時勤務する医 師又は歯科医 師の数 | |
| 理事を1人（2 人）とする理由 | |
| 添付書類 社員総会，評議員会又は理事会の議事録の写し | |

（注）この申請書は，開設する医療提供施設を診療所1箇所とし，かつ，当該診療所に常時勤務する医師又は歯科医師を1人又は2人とする医療法人が，理事を1人又は2人として提出すること。

第23号様式の3 (第17条の3 関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者職氏名

印

医療法人管理者理事特例認可申請書

下記のとおり、病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者の一部を理事に加えないこと
としたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により申請します。

| | | |
|--|-------|--|
| 理事に加えない 管理者の住所及 び氏名 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 当該管理者が管 理する病院、診 療所又は介護老 人保健施設の名 称及び所在地 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 当該管理者を理事に加えない 理由 | | |
| 添付書類 社員総会、評議員会又は理事会の議事録の写し | | |

(注) この申請書と同時に、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないこと
ができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変
更の認可申請書の提出を行う場合は、理事に加えない管理者の住所及び氏名の記載を要
しない。

第23号様式の 4 (第17条の 4 関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

印

医療法人理事長選出特例認可申請書

下記のとおり、医師又は歯科医師でない理事を理事長としたいので、医療法第46条の6第1項ただし書の規定により申請します。

| | | |
|---|-----|--|
| 理事長就任予定 理事の住所及び 氏名 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 理事長を医師又は歯科医師で ない理事のうちから選出する 理由 | | |
| 添付書類 1 理事長就任予定理事の履歴書 2 就任承諾書 3 社員総会、評議員会又は理事会の議事録の写し | | |

別記第24号様式中 「主たる事務所所在地
名 称 を
代表者職氏名 印」

「主たる事務所の所在地

名 称 に、「・寄附行為」を「（寄附行為）」に、「医
代表者職氏名 印」

療法第50条第1項」を「下記のとおり、定款（寄附行為）を変更したいので、医療法第54条の
9第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第24号様式の2（第18条の2関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

印

定款（寄附行為）変更届

下記のとおり，定款（寄附行為）を変更したので，医療法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

| | |
|-----------|--|
| 変 更 事 項 | 1 事務所の所在地 2 公告の方法 |
| 変 更 理 由 | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |
| 添付書類 | 1 変更後の定款又は寄附行為及びその新旧対照表 2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類 |

別記第28号様式を次のように改める。
第28号様式 (第22条関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(吸収合併(新設合併)する各
医療法人の主たる事務所の所
在地, 名称及び代表者職氏名) 印

医療法人吸収合併(新設合併)認可申請書

下記のとおり, 医療法人の吸収合併(新設合併)をしたいので, 医療法第58条の2第4項(第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第4項)の規定により申請します。

| | | | | |
|---|------------|--|----------|--|
| 吸収合併消滅医療法人(新設合併消滅医療法人) | 主たる事務所の所在地 | | | |
| | 名 称 | | 社団, 財団の別 | |
| | 主たる事務所の所在地 | | | |
| | 名 称 | | 社団, 財団の別 | |
| 吸収合併存続医療法人(新設合併設立医療法人) | 主たる事務所の所在地 | | | |
| | 名 称 | | 社団, 財団の別 | |
| 吸収合併存続医療法人(新設合併設立医療法人)が開設する病院, 診療所又は介護老人保健施設の名称 | | | | |
| 添付書類 | | | | |
| 1 理由書 | | | | |
| 2 社団たる医療法人にあつては総社員の同意があつたことを証する書類, 財団たる医療法人にあつては理事の3分の2以上の同意又は寄附行為に定める数以上の理事の同意があつたことを証する書類 | | | | |
| 3 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し | | | | |
| 4 吸収合併後の吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為 | | | | |
| 5 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人又は新設合併前の新設合併消滅医療法人に係る次に掲げる書類 | | | | |
| (1) 定款又は寄附行為 | | | | |
| (2) 財産目録及び貸借対照表 | | | | |
| 6 吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人に係る次に掲げる書類 | | | | |
| (1) 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 | | | | |
| (2) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 | | | | |
| (3) 開設しようとする病院, 診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 | | | | |

別記第28号様式の次に次の1様式を加える。
第28号様式の2 (第22条の2 関係)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者職氏名

印

医療法人吸収分割（新設分割）認可申請書

下記のとおり、医療法人の吸収分割（新設分割）をしたいので、医療法第60条の3第4項（第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第4項）の規定により申請します。

| | | | | |
|--|------------|--|---------|--|
| 吸収分割医療法人（新設分割医療法人） | 主たる事務所の所在地 | | | |
| | 名 称 | | 社団，財団の別 | |
| 吸収分割承継医療法人（新設分割設立医療法人） | 主たる事務所の所在地 | | | |
| | 名 称 | | 社団，財団の別 | |
| 吸収分割承継医療法人（新設分割設立医療法人）が開設する病院，診療所又は介護老人保健施設の名称 | | | | |
| 添付書類 | | | | |
| 1 理由書 | | | | |
| 2 社団たる医療法人にあつては総社員の同意があつたことを証する書類，財団たる医療法人にあつては理事の3分の2以上の同意又は寄附行為に定める数以上の理事の同意があつたことを証する書類 | | | | |
| 3 吸収分割契約書又は新設分割計画の写し | | | | |
| 4 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為 | | | | |
| 5 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割前の新設分割医療法人に係る次に掲げる書類 | | | | |
| (1) 定款又は寄附行為 | | | | |
| (2) 財産目録及び貸借対照表 | | | | |
| 6 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人に係る次に掲げる書類 | | | | |
| (1) 分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 | | | | |
| (2) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 | | | | |
| (3) 開設しようとする病院，診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面 | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。